

○郡上市小規模森林整備事業補助金交付要綱

平成21年10月1日告示第160号

改正

平成24年3月30日告示第84号

平成25年3月29日告示第57号

平成26年3月31日告示第41号

平成27年3月30日告示第57号

令和3年3月29日告示第73号

令和4年4月1日告示第79号

郡上市小規模森林整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、里山及び森林の保全、整備並びに活用の促進を図るため、森林所有者、林業事業者、森林組合等が行う小規模森林整備事業及び安全装備品の購入に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、郡上市補助金等交付規則（平成16年郡上市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

**第2条** 森林整備に対する補助の対象は、次の各号のいずれにも該当するもので、市長が適当と認めるものとする。この場において、安全装備品の購入については、国庫補助事業等の対象とならない50ヘクタール未満中小規模森林所有者を対象とする。

(1) 次条に規定する事業を行う市内在住の森林所有者、市内に事業所を置く林業事業者及び森林組合

(2) 1施行地当たりの面積が、0.05ヘクタール以上3ヘクタール未満であるもの

(3) 国又は県の造林補助事業の対象とならないもの

(4) 除伐、保育間伐及び搬出間伐の実施に当たっては、過去5年以内に同一施工地において補助等による除伐、保育間伐及び搬出間伐を実施していないもの

(事業区分)

**第3条** 補助の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 植栽事業 高木性の樹木の植栽に係る地ごしらえ及び植付け。ただし、1ヘクタール当たり1,000本以上を植栽するもの
- (2) 下刈り事業 林齢1～10年生までの人工林における雑草木の除去(全刈)
- (3) 雪起こし事業 林齢1～10年生までの人工林の植栽木の30パーセント以上が倒伏した区域における雪起こし
- (4) 除伐事業 人工林における不用木の伐採
- (5) 枝打ち事業 林齢11～35年生までの人工林における打上高2メートル以上4メートル未満の枝打ち。ただし、成立本数の75パーセント以上を行うもの
- (6) 保育間伐事業 県が定める自伐林家型地域森林整備事業実施要領の定めによる。
- (7) 搬出間伐事業 県が定める自伐林家型地域森林整備事業実施要領の定めによる。
- (8) 天然林改良事業 天然林における不用木及び不良木の伐採
- (9) 荒廃竹林整備事業 竹林の皆伐を行う施業
- (10) 皆伐事業 集落及び農地の環境改善のための立木の皆伐
- (11) 森林・山村多面的機能発揮対策実施要領(平成25年5月16日付け25林整森第74号林野庁長官通知)の事業内容と一体となって実施する本条第1号から第10号まで及び第13号の事業(以下「森林・山村多面的機能発揮対策事業」という。)
- (12) 測量事業 本事業の対象施業地における面積算出のための周囲測量
- (13) その他里山整備のために市長が必要と認めたもの
- (14) 森林境界の明確化 森林整備地域活動支援交付金を活用した森林境界の明確化と一体となって、森林整備地域活動支援交付金の活用ができない区域(森林経営計画区域内で森林境界の明確化を実施せずに保育間伐等の施業を実施した等)で実施する森林境界の確認及び測量
- (15) 当年度に本事業の森林整備を実施する個人に対し、労務災害の未然防止に必要な次に掲げる安全装備品の購入費を助成する。ただし、補助の対象となる安全装備品は、市内に所在する本店、支

店又は営業所で購入した新品で、かつ、他の補助事業の対象となっていないものに限る。

ア 林業用ヘルメット 厚生労働省が定める飛来・落下物用安全帽（保護帽）の検定合格品

イ 林業用ジャケット（上着） 高視認性や耐切創機能等の付加機能を備えたもの

ウ チェンソー防護ズボン Class 1又はClass 1準拠以上

エ 安全靴・安全地下足袋 先芯・突抜け防止・甲ガード等装着者の足を保護する機能が付加されたもの

オ 林業用手袋 振動軽減機能や耐切創機能等の付加機能を備えたもの

（補助率）

**第4条** 森林整備のうち前条第7号及び前条第14号以外に対する補助金の額は、市長が別に定める事業単価に面積を乗じて得られた補助対象経費の10分の9以内（1,000円未満切捨て）とし、前条第7号に対する補助金の額は、補助対象経費の10分の8以内（1,000円未満切捨て）、前条第14条については、郡上市国県農林水産事業推進補助金交付要綱別表第2に定める森林整備地域活動支援交付金の財源内訳の市分に準じるものとする。また、安全装備品の購入に対する補助金の額は、購入費の2分の1以内（1,000円未満切捨て）とする。

（事前確認）

**第5条** 補助金を受けようとする者（以下「事業者」という。）は、交付申請前に市職員の立会いの下に現地確認を受けなければならない。

（補助金の交付申請）

**第6条** 事業者は、前条の規定に基づき事前確認を受けた場合には、規則第4条の規定に基づく補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書（様式第1号）
- （2） 収支予算書（様式第2号）
- （3） 事業地明細書（様式第3号）

- (4) 測量図又はそれに準ずる地図
  - (5) 委任状の写し（森林所有者等から補助金の交付申請手続等について委任を受けた場合に限る。）
  - (6) 委託契約書の写し（受託により実施した場合に限る。）
  - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の交付申請を受けたときは、書類審査を行うとともに、必要に応じて現地確認を実施するものとする。
- 3 事業者は、補助金の交付申請、請求及び受領を森林組合等に委任することができる。

（補助金交付決定時の条件）

**第7条** 市長は、補助金の交付を決定する場合において、事業者に対して次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に当該補助事業の施行地の森林以外の用途へ転用（補助事業施行地の売渡し、譲渡又は賃借権、地上権等の設定の後、当該施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）又は補助事業施行地上の立木の全面伐採除去を行う行為をしようとする場合は、あらかじめ市長にその旨を届け出るとともに、当該転用等に係る補助金相当額を返還すること。ただし、当該転用等が、公用、公共、天災地変その他やむを得ない事情による場合は、補助金相当額の返還の要否について市長と協議するものとする。
- (2) 補植、保育等成林に必要な保育管理その他市長が必要と認める事項を遵守すること。

（変更申請）

**第8条** 補助金の交付決定を受けた者が、当該申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、規則第11条の規定に基づく補助金等変更交付（中止・廃止）申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更申請については、事業費が増額する場合に限る。

（実績報告）

**第9条** 事業者は、事業完了後、規則第14条の規定に基づく実績報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
- (2) 収支決算書（様式第2号）
- (3) 事業地明細書（様式第3号）
- (4) 測量図又はそれに準ずる図面
- (5) 完成写真
- (6) 搬出材積を証明する書類等の写し（搬出間伐の場合に限る。）
- (7) 安全装備品の購入を証明する領収書等（安全装備品の購入の場合に限る。）
- (8) 岐阜県知事が発行した伐木等の業務に係る特別教育修了証（労働安全衛生規則第36条第8号関連、以下「修了証」という。）の写し。（ただし、令和元年8月1日以前に岐阜県知事が発行した修了証の写しの場合は、伐木等の業務に係る特別教育補講修了証（労働安全衛生規則第36条第8号関連）の写しも添付しなければならない。）（安全装備品の購入の場合に限る。）
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の実績報告を受けたときは、書類審査、現地調査等を行い、事業区分ごとに次の項目を確認する。

- (1) 植栽事業 実施区域及び100平方メートルの標準地における植栽本数
- (2) 下刈り事業 実施状況及び実施区域
- (3) 雪起こし事業 実施区域及び100平方メートルの標準地における実施本数等
- (4) 除伐事業 実施区域及び100平方メートルの標準地における実施本数等
- (5) 保育間伐事業 実施区域及び100平方メートルの標準地における間伐率
- (6) 搬出間伐事業 実施区域及び100平方メートルの標準地における間伐率
- (7) 枝打ち事業 実施区域及び打上高
- (8) 天然林改良事業 実施区域及び100平方メートルの標準地における伐採率

- ( 9 ) 荒廃竹林整備事業 実施状況及び実施区域
- ( 1 0 ) 皆伐事業 実施状況及び実施区域
- ( 1 1 ) 森林・山村多面的機能発揮対策事業 実施状況及び実施区域
- ( 1 2 ) 測量事業 測量図等の成果品
- ( 1 3 ) その他里山整備のために市長が必要と認めたもの 実施状況及び実施区域
- ( 1 4 ) 森林境界の明確化 森林境界明確化の成果品

3 前項の規定を除く書類審査、現地確認の内容及び方法については、岐阜県造林補助事業審査要領（平成13年4月2日付け森第1号農山村整備局長通知）の例による。

（その他）

**第10条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成21年10月1日から施行し、平成21年度分の予算に係る補助金から適用する。

（事業の見直し）

2 この告示の施行後3年以内に、この告示の施行状況について検討を加え、その結果により必要な措置を講ずるものとする。

様式第1号（第6条、第9条関係）

事業計画書（実績書）

事業区分	事業量（ha）	標準事業費（円）	事業費（円）
植栽			
下刈り			
雪起こし			
除伐			
保育間伐			
搬出間伐			
枝打ち			
天然林改良			
荒廃竹林整備			
皆伐			
森林・山村多面的機能発揮対策事業			
測量			
その他			
山林境界の明確化			
安全装備品の購入			
合計			

◎事業地の明細を別紙として添付すること。

様式第2号（第6条、第9条関係）

収 支 予 算 ( 決 算 ) 書

収 入 の 部		支 出 の 部	
区 分	予 算 ( 決 算 ) 額	区 分	予 算 ( 決 算 ) 額
	円		円
市 補 助 金 自 己 負 担 金		事 業 費	
計		計	



様式第3号（第6条、第9条関係）

事業地明細書

事業地	事業種別	事業の内容					備考
		樹種	林齢 (年生)	面積 (ha)	成立本数 (本/ha)	実施率 (%)	
合計							

- 1 「備考」には林小班を記載する。
- 2 植栽については「成立本数」欄に植栽本数を、保育及び天然林改良については実施前の成立本数、伐採率等を各々「成立本数」欄、「実施率」欄に記載する。
- 3 消費税仕入れ税額控除を受ける補助事業者（森林組合受託の場合は森林所有者）については、備考欄に「消費税控除」と記載する。
- 4 箇所数が多いときなど、欄が不足する場合には適宜追加等を行ってよい。